



宮 監 公 表 第 5 号
平 成 30 年 1 月 31 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一
伊 地 知 義 友
日 高 あ き び



定期監査の措置状況の公表について

平成 29 年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
都市整備部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



別紙 1

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：都市整備部)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【意見】</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>①平成 28 年度及び平成 29 年度の公園施設管理事業（宮崎）に係る公園施設等の修繕について、所属長の許可を得たものの執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起票・決裁がないまま業者に業務遂行を依頼し、その後これらの書類を遡及したものがあつた（平成 28 年度：146 件中 113 件、平成 29 年度 47 件中 33 件）。</p> <p>公園施設等に係る修繕の執行については、財務規則により「支出負担行為をしようとするときは、執行伺書又は支出負担行為書によりこれをしてしなければならない。」と規定されていることから規則に則った事務処理を行うとともに、公園施設等の利用者の安全・安心な利用を図る観点から緊急性があるものについては、実態に即した執行ができるよう関係部局と調整を図りながら緊急修繕に係る事務の執行手続きについて検討されたい。</p>	<p>今後は関係部局と調整を図りながら、平成 30 年 3 月 31 日までに要綱作成を含め対策について検討する。</p>

平成 29 年 12 月 27 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷

